

地区生活支援員（第2層生活支援コーディネーター）とは

地区生活支援員とは、国の介護保険法に基づく生活支援整備事業のうち、地区での住民相互の助け合いや取組み（ゴミ出し、サロンなど）を支援し、生活支援サービスや高齢者の社会参加の整備を推進するため、地域の資源開発、ネットワークの構築、ニーズとサービスのマッチング等のコーディネート機能を担う人のことです。

松本市では令和4年度末までに35地区の地域づくりセンターに1名ずつ順次配置予定です。

今年度までに以下の地区で支援員が配置されています。

地区生活支援員配置の地区名（16地区）

第二地区	中央地区	寿台地区	里山辺地区
四賀地区	梓川地区	波田地区	城北地区
白板地区	庄内地区	松南地区	和田地区
笹賀地区	寿地区	本郷地区	松原地区

